事務連絡(安-2020-35)
2020年9月16日

(配布先)

施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
設備部長・安全長・安全主任
S・BLC関西支社
関西支店取引業者災害防止協議会

関 西 支 店
安全環境部長

【紙回覧】墜落災害防止の再徹底について(要請)

安全環境本部安全部長より要請がありましたので連絡します。

過日、他支店に於いて、鉄筋工が2．8m墜落するという不休災害が発生しました。(発生状況<別紙1参照>を確認してください)

安全環境本部によると，得意先の厳しい要望等に応えようと，工程やコストを優先するがあまり，安全通路を設けることなく，墜落防止設備のない地中梁上での移動を黙認していたとのことですが，こういうことは絶対にあってはならないことです。

つきましては，同種の墜落災害防止の再徹底のため、安全環境本部要請事項の周知・実施をしてください。

以　上

（配布先）
部門安全環境部長

事務連絡　20-26
令和２年９月７日

安全環境本部
安 全 部 長

墜落災害防止の再徹底について（要請）

過日，当社新築工事作業所において，人通孔用の補強筋を両手で持ちながら地中梁上を移動中の鉄筋工が，高さ２．８ｍの梁上から墜落し，腰の骨を骨折するという災害が発生しました（別紙１参照）。幸いにも作業用に設置された可搬式作業台がクッションとなり休業災害にも至りませんでしたが，死亡災害になっても不思議ではない事案です。

現地調査によると，得意先の厳しい要望等に応えようと，工程やコストを優先するがあまり，安全通路を設けることなく，墜落防止設備のない地中梁上での移動を黙認していたとのことですが，絶対にあってはならないことです。

つきましては，同種の墜落災害防止の再徹底のため，下記事項を作業所関係者に周知するよう要請します。

記

１．どのような与条件があろうとも，必ず作業場所に応じた安全通路を取引業者の意見を踏まえて計画し，適時設置するとともに，その使用状況を確認すること

２．安全帯未使用の黙認は，安衛法第 29 条違反であると再認識し，「安全帯未使用ペナルティ制度」の厳格運用について再徹底すること（別紙２参照）

以　上

（別紙1）

（　　墜落　　）地中梁上部からの墜落災害

◇ 発生日時 ： 2020年8月31日 （ 月 ）午前10:00分頃

◇ 被災者 ：　　鉄筋工　　33 歳（ 所属 1次 ） 経験 1年6ヶ月

災害時には親綱設置不備、安全帯未使用

人通孔（φ600）用既成補強筋を運搬

地中梁からの落下　H=2800mm

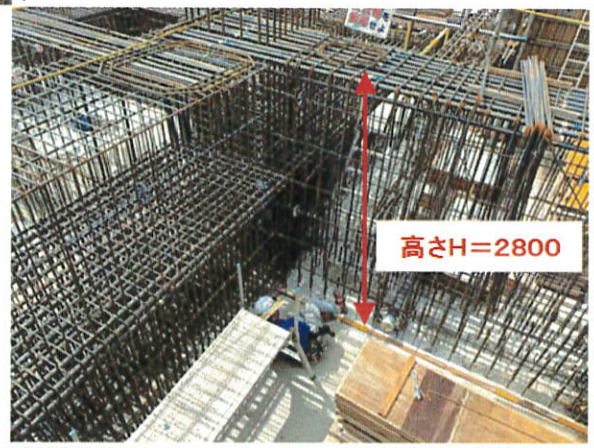

【発生状況】

地中梁鉄筋上（H=2800㎜）を人通孔用補強筋（φ600㎜）を両手で持って移動していた鉄筋工が、柱部の差筋をかわそうとした際にバランスを崩し、補強筋諸共墜落した（H=2800㎜）。梁鉄筋上には足場板等の安全通路が整備されておらず、親綱が不完全な設置状態（地這い）で安全帯も使用していなかった。

（ 脳震盪、第四腰椎横突起骨折　）（休業見込日数　 0　 日）

（別紙２）

（配布先）
関係部門長・支店長
部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長

示達本(安環安)19-16
令和２年３月９日

安全環境本部長

「安全帯未使用ペナルティ制度」の厳格運用について（指示）

今年度は，再三，墜落災害撲滅を指示したにもかかわらず，２月末時点で１１件と墜落災害発生に歯止めが掛からない状況であり，異常事態と言わざるを得ません。

また，発生した墜落災害の多くは，明らかに危険軽視とみられる行動災害であり，死亡に直結する墜落災害は絶対に起こしてはならないという固い決意から，来年度の全社安全衛生計画に「安全帯未使用ペナルティ制度」の厳格運用を盛り込みましたが，現行制度の現場における実施状況には，部門間にばらつきが見られる等必ずしも良好な運用状況ではないため，現場における実行性を高める目的で，下記のとおり全社共通のルールを見直すこととしたので，その厳格運用を徹底するよう強く指示します。

なお，部門としてすでに変更後のルールより厳しいルールを実効的に運用している場合は，変更する必要はないことを申し添えます。

記

【現行のルール】

１．各作業所で決められた安全帯を使用すべき場所・作業で未使用者を発見した場合，その部署内での新規工事の取引停止。ただし，違反発生日から７日以内に事業主が関係者に自主教育を実施した場合，ペナルティを解除。

２．取引停止期間：２カ月間

【変更後のルール】

＜安全帯未使用に対するペナルティ＞

１．高さ２m以上で墜落のおそれのある場所で未使用の場合は，当事者と職長に対し，建設所長または現場管理責任者から口頭で注意する。

２．同一作業員による２度目の未使用の場合，理由の如何にかかわらず事業主による自主教育を実施させ，その受講後に限り再入場を認める。

３．同一作業員による３度目の未使用の場合，当該現場への再入場は認めない。

＜安全帯未使用に伴う墜落災害が発生した場合のペナルティ＞

・事業主は自社における安全帯未使用防止対策を策定し，部門安全管理総括責任者宛に書面で提出させる。

＜取引停止期間＞

・必要に応じて部門で策定する。

以　上